

第2部

東海村障害者計画

第2部 東海村障害者計画

第1章 障がい者の社会参画と自立への支援

施策の方向性1. 就労支援の充実と社会参加の促進

(1) 就労機会の拡大及び雇用の安定

障がい者が地域で暮らし、自立した生活をしていくためには、地域で様々な組織が連携し、就労を支援していくことが重要です。また、就労意欲を持つ障がい者がその適性と能力に応じて就労できるよう、多様な就労の場の確保が課題となっています。

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」による法定雇用率は、2024（令和6）年4月から引き上げられ、民間企業が2.5%、国、地方公共団体等が2.8%、都道府県等の教育委員会2.7%となり、2026（令和8）年4からはそれぞれさらに引き上げることとされており、障がい者の働く場が年々拡大しています。

この法律では、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）も規定され、法制度としての障がい者の雇用環境整備が進められてきました。

また、2013（平成25）年4月には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、障がい者の自立推進を趣旨として、国や地方公共団体等が物品やサービスの調達を行う際、障害者就労施設等からの優先的かつ積極的な調達を推進することが定められました。本村においても、毎年度「障害者就労施設等からの物品等調達方針」を定め、この方針にのっとり村が調達した額は2022（令和4）年度実績で約104万円となっています。

このように、制度が整備されつつある中で、地域においては、今後も障がいの状態や特性に応じた多様な就労の場を確保し、就職した障がい者が職場に適応して継続的に働くことができる環境づくりが求められています。これに応じ、村では、村内及び近隣の企業等に対する障がい者雇用に対する理解及び取組の働き掛けとともに、学校、企業、関係機関等との連携のもと、障がい者本人の適性や障がいの状況等に応じ、一般就労に向けた、就職意向確認から就労後のフォローまでの一貫した支援に取り組めます。また、村民や様々な分野の団体等との連携を模索し、就労体験等を通じた協働の取組の推進等の新たな取組を進めるほか、一般就労が困難な人にとっては、障害者就労支援施設等が日中に働く場、訓練の場として重要な役割を果たしていることから、身近な地域において、適切な工賃が確保された福祉的就労の場の充実に努めることとします。

その他、障がい者の就労支援、就労後定着するまでの相談支援の充実等、今後も継続して、公共職業安定所（ハローワーク）や関係機関と連携し、就労支援体制の充実を図ります。

アンケート調査結果等

- 障がい者アンケートでは、障がい者の就労支援で必要なことでは、「本人の能力に合った仕事」の割合が最も高く、次いで「職場の障がい者への理解」，「通勤手段の確保」となっています。特に精神障がい者，自立支援医療受給者では「体調にあった勤務体制」，「短時間勤務や勤務日数などの配慮」，「就職支援」が他の障がいより高い傾向がうかがえます。
- 村民アンケートでは、障がい者への村民の理解を深めるために必要なこととして、「障がい者の自立を支援し，積極的な社会参加を促進する」の割合が最も高くなっています。
- アンケートの自由意見では、「障がい者が楽しく働ける環境の整備が大事」，「正規職員としての訓練，採用。」「ピアカウンセリング体制の充実」「得意・不得意，疲れやすさなどの理解が全くない。皆同じように働けていると思っている」「通院時に気にせず休める体制」といった回答がありました。

重点的に取り組むこと

- ① 村民や様々な分野の団体等と連携し，就労体験等に対応した体制づくりの推進
- ② 障がい者雇用に関する啓発活動の実施
- ③ 障がい者コーディネーターの雇用
- ④ 就労の場の確保と拡大
- ⑤ 産業商工部門等との連携による就労支援
- ⑥ 移動手段を含めた就労環境の整備
- ⑦ 障がい者雇用支援制度の活用促進
- ⑧ 就労後の就労定着相談を含めた相談支援の充実化
- ⑨ 村における障がい者就労施設等からの優先的購入の推進

(2) スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

スポーツやレクリエーション・文化活動は、人生をより豊かに、充実したものにします。障がい者も非障がい者も、共に楽しむことができる機会を提供していくことが求められています。

本村では、障がいの有無にかかわらずスポーツの普及を図るとともに、体力増強・交流・余暇等の充実を図り、社会参加を促進しています。

障がい者の自己表現や社会参加の意欲を高めるためにも生涯学習やレクリエーション・文化活動は、極めて重要であることから、教育・文化活動等の多様な活動機会を創出していく必要があります。

また、2021（令和3）年の東京パラリンピックのレガシーを継承し、障がい者スポーツの振興について、気運醸成を図るとともに、障がいや障がい者に対する村民の理解を高めることも必要です。

これらを踏まえ、(1)で述べた就労体験等と同様、スポーツ・レクリエーション・文化活動に取り組む村民や団体等との連携を模索し、体験活動等を通して、障がいの有無にかかわらず、共に遊び共に学ぶ取組を推進することで、障がい者が各活動に参加しやすい環境の充実を図ります。また、障がい者がスポーツを行う上での指導者の育成に努めます。

さらに、障害福祉サービスや地域生活支援事業を活用し、各活動に障がい者が参加する上での負担を軽減していくとともに、障がい者の社会参加を促進するために、移送サービス「はーとろーど」や障がい者等移動支援等を活用し外出する際の移動等の支援を実施します。

アンケート調査結果等

●障がい者アンケートにおいて、地域や社会に積極的に参加できるように必要なことは、「参加しやすい場所がある」が43.7%、「参加しやすい仲間がいる」が34.4%、「使いやすい施設の整備」が22.8%となっています。また、外出時に利用する交通手段としては「自家用車」の割合が高く、家族や自分自身の運転で出掛ける傾向がみられました。

重点的に取り組むこと

- ① 様々な活動に取り組む村民や団体等と連携し、共に活動できる体制づくりの推進
- ② レクリエーション活動の充実及び活動の支援
- ③ 障がい者も参加することができる芸術文化活動や国際交流の振興
- ④ 障がい者も楽しめるスポーツ活動や大会、各種教室等の支援
- ⑤ 障がい者スポーツ指導者の育成
- ⑥ 移動支援サービスの充実や移動手段の確保の検討

施策の方向性2. 障がい児の教育・育成支援の充実

(1) 障がい児支援の充実

障がい児については、こども基本法において全てのこどもについて、適切に療育されること、健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることや子ども・子育て支援法において支援の内容・水準は、全ての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならないとされており同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、障害児通所支援や短期入所等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で障害児及びその家族に対し乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

本村では、子ども家庭センター「はぐくみ」、子ども発達支援センターをはじめ、療育や就学等の相談、指導について関係機関が連携し、相談体制の充実を図り、障がいを持つ可能性のある乳幼児やその家族のニーズに合った支援を行っています。今後も、各センター学校等との連携による、障がい特性に応じた支援体制の確保を図ります。

アンケート調査結果等

- 障がい者アンケートでは、障がい福祉を充実させるために東海村が特に力を入れていく必要があることとして、知的障がい者では「介護サービスの充実」、「入所・通所等社会福祉施設の充実」、「相談窓口の充実、手話コミュニケーション支援」の割合が高くなっています。

重点的に取り組むこと

- ① 相談体制の充実
- ② 一貫した早期療育体制の整備
- ③ 保育所・幼稚園・児童発達支援等の障がい児療育の推進
- ④ 障がい児保育等の充実
- ⑤ 障がい児の放課後児童対策の充実
- ⑥ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい児への支援体制の充実

(2) 教育の充実

障がいを持つ可能性のある子どもの教育については、自立や社会参加に向けて、地域とともに学ぶ環境を整え、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、障がいの特性に応じた適切な支援を行うことが重要です。特に、発達障がいを持つ子どもや、障がいの重度・重複化、多様化に対応した支援が求められています。そのためには、教職員が、障がいを持つ可能性のある子どもや特別支援教育に対する理解を深め、支援体制の充実を図る必要があります。

そのため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図るとともに、障がい児と非障がい児が可能な限りともに学ぶインクルーシブ教育の充実を図ります。

また、特別な支援が必要な児童生徒本人や保護者からの相談・申出に応じ、他の児童生徒と平等に教育を受けることのできる合理的配慮についても、個別の支援計画の作成及び活用等を通して、適切な指導等の工夫に配慮します。さらには、就学期において、新たな進路を選択する時期にある障がいのある子どもとその家族における教育機会の選択は大きな岐路の一つであることから、就学前から就学中、卒業後の一貫した相談体制の充実化にも取り組みます。

アンケート調査結果等

- 障がい者アンケートでは、障がい児が学ぶための環境に望ましいことは、「障がいに対する教師の理解を深めること」、「能力や障がいに応じた指導を充実させる」、「障がいを理由としたいじめや不登校等の対応」、「相談体制の充実」、「療育指導が受けられること」等の回答割合も高い傾向がうかがえます。
- 村民アンケートでは、障がい児が学ぶための環境に望ましいことは、「能力や障がいに応じた指導を充実させる」、「障がいを理由としたいじめや不登校等の対応」、「障がいに対する教師の理解を深める」が高くなっています。
- 村民アンケートでは、障がい者に特に必要な福祉政策については、「障がい児教育の推進」が第7位となっています。

重点的に取り組むこと

- ① 障がい児それぞれのライフステージに合わせた支援
- ② 一貫した教育支援及び進路指導体制の充実
- ③ 特別支援教育の充実
- ④ 特別支援教育に関わる教職員をはじめとした研修等の実施
- ⑤ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

第2章 障がい者の医療・福祉の充実

施策の方向性1. 医療・保健の充実

(1) 早期発見・早期療育体制の整備

幼少期における言葉の遅れ等の発達の遅れは、発見が早期であればあるほど、より適切な対応や療育に取り組むことができます。

妊婦や乳幼児に対しては、各健康診査により疾病の早期発見につなげ、保護者が安心して育児に取り組めるよう支援していく必要があります。また、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっております。

本村では、あらゆる世代を対象として健康診査や健康相談・健康教育等の各種施策を展開してきました。また、母子保健分野ではとうかい版ネウボラ推進事業を核として、妊婦及び乳幼児期の健康管理及び疾病、障がい等の早期発見、早期対応につなげることを目的に両親学級や妊婦健康診査・新生児訪問指導事業・乳幼児健康診査・育児相談等を実施しています。

今後も継続して、疾病予防の一步である健康づくり対策を充実させ、早期発見・早期療育体制の推進に努めるとともに、学習障がい（LD）、注意欠如・多動性障がい（ADHD）、自閉症自閉症及びアスペルガー症候群（ASD）等の発達障がい等についても関係機関との連携を一層強め、地域におけるネットワークの構築や一貫したサービスが受けられる体制を整えます。

アンケート調査結果等

- 村民アンケートでは、障がい者に特に必要な福祉政策について、「障がいの早期発見・早期治療」の回答が4割以上に達しています。

重点的に取り組むこと

- ① 障がいの早期発見・早期対応
- ② 一貫した早期療育体制の整備
- ③ 相談・教室等の保健指導の充実
- ④ 発達障がい等の正しい知識の普及啓発
- ⑤ 妊婦健康診査・乳幼児健康診査の促進
- ⑥ 医療的ケア児の支援の充実

(2) 医療・リハビリテーションの充実及び医療費の助成

健康を維持・増進し、地域で安心して生活するためには、生涯にわたる健康づくり施策が重要であり、疾病や二次障がいへの予防への対応等、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた、きめ細かな保健・医療サービスの充実に努める必要があります。

2017（平成29）年から、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）に基づく特定医療費助成制度が始まり、2019（平成31）年からは、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方にも医療福祉費支給制度（マル福）が拡充されるなど、障がい者の多様な医療ニーズに応えるため、行政機関と医療機関・福祉施設が連携を図り、保健・医療・福祉等の相談体制、医療費の負担軽減に努めてきました。

障がい者には、定期的な通院を必要とする人も多く、障がいの軽減に向けたリハビリテーションも重要です。このことを踏まえ、今後も継続して障がい特性等に配慮した相談体制を充実させるとともに、様々な観点から、障がい者及び障がい者世帯の負担軽減に努めます。

また、関係機関との連携の下、より体系的な保健医療体制を整備するとともに、運動や食事の指導、精神保健に対する啓発等により、より多くの方が自らの健康を維持・増進できるよう各種取組を推進します。

アンケート調査結果等

- 障がい者アンケートでは、相談したいこととして、「健康や医療に関すること」が最も高くなっています。
- 村民アンケートでは、障がい者に特に必要な福祉政策について、「医療やリハビリテーションの充実」の回答が46.8%となっています。

重点的に取り組むこと

- ① 障がい者に対する医療体制の充実
- ② 保健・医療・福祉・リハビリテーション等の相談体制の充実
- ③ 在宅生活を支える訪問診療・リハビリテーション及び看護の充実

(3) 精神障がい者への支援

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

入院されているケース、通院しているケースにおいて、医療機関等と連携をとり、個々の状態に応じた支援ができるよう努めてまいりました。

また、精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発や、心に悩みを持つ人が気軽に相談できるよう、「こころの健康相談」の充実を図ってきました。

今後も継続して、精神障がい者が安心して社会生活を送れるよう、環境整備を推進するとともに、精神疾患に対する村民への理解促進に努めます。

就労支援に関しては、公共職業安定所（ハローワーク）、茨城障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携して行っていますが、職場への定着化が課題となっています。今後も継続して、就労支援に取り組むとともに、関係機関と連携し、特に就労後の定着化に向けた相談支援体制の強化を図ります。

ストレス社会の現代においては、年代にかかわらず、自らの心を健やかに保つことは重要な課題です。心の健康づくりと精神疾患の予防について、心の問題に関する相談対応のほか、健康教育の充実を図ります。

アンケート調査結果等

- 障がい者アンケートでは、就労支援として必要なこととして、精神障がい者、自立支援医療受給者における「体調にあった勤務体制」、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」、「就職支援」が他の障がい種別よりも高い傾向がうかがえます。

重点的に取り組むこと

- ① 精神保健福祉施策の充実
- ② 精神疾患・精神障がいに対する理解促進
- ③ 就労後の相談支援体制の強化
- ④ 心の健康づくりの支援
- ⑤ 精神障がい者への就労支援及び相談支援体制の強化

施策の方向性 2. 障害福祉サービス等の充実

(1) 相談支援体制の充実と強化

手帳の交付や更新等に関わる各種手続や利用するサービスに関すること等、障がい者やその家族特有の問題を解決するためには、専門的な知識が必要となります。

このことにかんがみ、障がい者やその家族が相談できる場所として、相談支援事業所等の機関はもとより、身体・知的・精神障がい者、難病患者、高次脳機能障がい者等の相談に対応する基幹相談支援センターを核として、総合的な相談対応や情報提供、成年後見制度利用支援、福祉施設からの地域移行支援、移行後の地域定着支援及び障害児相談支援等の充実を図ります。充実に際しては、包括的相談支援体制において、保育、保健医療、教育分野等と連携を図り、特に相談については基幹相談支援センター内に専門的な知識を持った相談員を配置するとともに、相談を受ける側の専門的な知識向上を目的とした研修機会等を通して、相談の質の向上に取り組みます。

さらには、「東海村障がい者総合支援協議会」を中心として、障がい福祉に関する関係機関相互の連携体制を強化し、地域における相談支援の課題解決に取り組むとともに、相談支援事業者間の情報交換やICTツールを利用した地域ネットワークの形成を図ります。

あわせて、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思表示ができるよう、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

アンケート調査結果等

- 障がい者アンケートでは、障がいのことや福祉サービス等の情報を知る方法として、「行政機関の広報紙」が最も高くなっています。相談できるところがないのはなぜか尋ねたところ、15.3%が「相談できる機関を知らない」と回答しています。
- 障がい者アンケートの自由意見では、「どこに相談していいかわからない」といった回答がみられました。

重点的に取り組むこと

- ① 基幹相談支援センターの体制の充実
- ② 保育、保健医療、教育分野等との連携による包括的相談支援体制の強化
- ③ 障がい者相談支援事業の充実及び啓発
- ④ 相談支援専門員のスキルアップ
- ⑤ 相談支援に関わる機関・人や東海村障がい者総合支援協議会等との連携強化
- ⑥ 意思疎通支援体制の確保及び充実化

(2) 障害福祉サービスの充実

障がい者が住み慣れた地域で生活し続けるためには、一人ひとりのニーズに合ったサービスを利用しながら、自立した生活ができる環境整備が求められています。

村ではこれまで、障害福祉サービスの提供体制の充実や地域生活支援事業の充実に努めてきました。2022（令和4）年4月には、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の一部改正法が施行され、多様化するニーズにきめ細かく対応するために支援の拡充が図られたことを踏まえ、各サービスの質の確保及び向上を図るとともに、今後もニーズに応じた介護給付・訓練等給付等のサービスを提供し、障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を送れるよう支援します。

また、「障害者総合支援法」では、障がい者の範囲に「難病」が含まれ、対象疾病を持つ人については、身体、知的又は精神に係る手帳所持の有無にかかわらず、障害福祉サービス等を利用できることから、引き続きあらゆる障がい者に必要なサービスが行き届くよう配慮します。

あわせて、障害児通所支援サービスを利用する児童については、相談支援事業所との連携により障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントの充実を図ることで、一人ひとりの障がい特性に応じた療育支援を行います。

アンケート調査結果等

- 障がい者アンケートでは、地域で生活するための支援として、「経済的な負担が軽減される」、「在宅で医療ケアなどが適切に得られる」、「必要な在宅サービスが適切に利用できる」が高くなっています。

重点的に取り組むこと

- ① 障害福祉サービス等の充実
- ② 地域で生活する障がい者のニーズに応じた地域生活支援事業の実施
- ③ 障がい児相談支援事業所との連携による障がい児通所支援の利用促進

(3) 地域生活の支援の充実

障がい者が生活の安定を図るためには、障がい者のライフステージに合わせた支援が求められています。そのためには、障害福祉サービスや障害年金、医療福祉費（マル福）や障がいを支給事由とする各種手当の受給、税の減免制度等を利用しやすく、分かりやすくすることが求められており、地域で自立した生活を送るためには同時に、生活の基本となる医療体制等の充実、就労の場、住まいの場の確保に関する支援が不可欠です。

また、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、相談・体験の機会・緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点の整備が必要です。

本村においては、障がい者が安心して生活するために、年金や各種手当制度等の周知及び住まい・居場所の情報提供を行っています。今後、施設や病院から地域生活への移行や親元からの自立等、障がい者が生活の場を確保し安定した生活を継続するため、グループホーム等の居住系サービスの充実を図り、地域生活を支援します。

また、障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、「東海村障がい者総合支援協議会」と連携し、障がい福祉、医療、介護、住まい等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービスや介護保険の地域支援事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図ります。

アンケート調査結果等

- 障がい者アンケートでは、将来の暮らしについて、「配偶者又はパートナーと暮らしたい」が49.3%と最も高く、次いで「一人で暮らしたい」が16.6%、「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と暮らしたい」が15.8%となっています。また、障がい種別では、知的障がい者では「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と暮らしたい」が最も高く、その他の種別では「配偶者又はパートナーと暮らしたい」が最も高くなっています。
- アンケートの自由意見では、「お互いに一緒に暮らしたいと思う人が現れればいい」、「自分の居住スペースを持ちたいが、家族と専門家の支援を受けたい」といった回答がありました。

重点的に取り組むこと

- ① 年金・手当等の各種制度の周知
- ② 生活の基礎となる障がい者の住まいの充実
- ③ 地域包括ケアシステムの推進及び包括的支援体制のさらなる充実

(4) 福祉人材の育成・確保・定着

障がい者の多様なニーズと実態の把握に努め、より質の高いサービスを提供するために、保健・医療・福祉等の関係機関や、地域の障害福祉サービス事業所等との連携を密にし、必要な人材の育成を図ります。

また、村民や様々な分野の団体等と連携による、障がい者をあらゆる主体が支える体制づくりを通して、人材の育成・確保につなげます。

あわせて、聴覚障がい者等のコミュニケーションを支援するため、意思疎通支援や手話通訳者の養成・確保を図るとともに、様々な困難を抱えた方の相談に対応できるよう職員等の研修を実施します。

アンケート調査結果等

- 村民アンケートでは、障がい者が地域や社会に積極的に参加していくために大切なこととして、「参加を補助するボランティアなどの育成」の回答が40.3%と第2位となっています。

重点的に取り組むこと

- ① 障がい福祉関係者の資質向上
- ② 障がい者支援の担い手と支援団体の育成
- ③ 障がい福祉関係者・機関と地域住民等との連携

第3章 障がい者が尊重され、

安全・安心して生活できる環境づくり

施策の方向性 1. 障がいに対する理解啓発と権利擁護の推進

(1) 広報・啓発活動の推進

障がい者の人権が尊重され、その能力が発揮できる共生社会の実現を図るためには、障がい者の置かれた環境を十分に理解し、日常生活や社会生活を営む上で制約となっている障壁（バリア）を解消していくことが必要です。そのためには、ハード面のバリアフリーはもとより、差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁（バリア）を無くし、お互いを思いやり支え合う「こころのバリアフリー」を推進することが重要となります。

推進に向けては、広報とうかい、村公式ホームページ、SNSや各種パンフレットでの啓発をはじめ、各種イベントや毎年12月の障害者週間等、あらゆる機会をとらえ、障がいや障がい者に対する理解を広める広報・啓発活動を行うとともに、次代を担う児童・生徒や行政職員をはじめ、様々な対象に向けた研修機会の充実化を図ります。また、障がい者が各種行事等に参画しやすい環境づくりや、様々な分野の団体等と連携による、障がい者と村民の交流機会の確保に取り組みます。

アンケート調査結果等

- 障がい者アンケートでは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことについては、知的障がい者、精神障がい者及び自立支援医療（精神通院医療）受給者において、「少しある」と「ある」を合わせた割合が6割近い数字となっています。
- アンケートの自由意見では、「友人」、「SNS」といった回答がありました。

重点的に取り組むこと

- ① 広報紙、村公式ホームページ、SNSを活用した周知
- ② 相談支援事業のPRチラシ作成
- ③ 講演会等研修機会の充実化
- ④ 児童・生徒等若年層に主眼を置いた勉強会や講演会の実施
- ⑤ 行政職員の研修機会の確保
- ⑥ 地域が実施する学習会等への講師派遣等支援
- ⑦ 障がい者の権利を守る体制整備

(2) 福祉教育の充実とボランティアの活動の支援

障がい者の人権が尊重され、その能力が発揮できる共生社会を実現するためには、障がいや障がい者に対する理解を深め、「こころのバリアフリー」を育て広げていく必要があります。

そのためには、幼い頃からの福祉教育や障がい者との交流活動を推進することが、子どもの豊かな人間性を育成する上で大きな意義を持つものであり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、助け合い、支え合って生きることの大切さを学ぶ重要な機会であると考えられます。

これまで、学校教育の場において、児童・生徒が自らも社会の一員であることを自覚し、よりよい社会づくりに参画する意欲を高めるための福祉教育を推進するとともに、思いやりや助け合いのこころを育成するために、ボランティア活動や社会貢献活動の充実を図り、地域の関係機関との連携や特別支援学校との交流、共同学習を推進してきました。

これらの取組について、より一層の充実を図るとともに、障がい児と非障がい児が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育」の実現には、特別支援教育への理解を深めることが求められることから、今後、学校教育の場における福祉教育を計画的に推進します。

また、障がい者との交流を通じてコミュニケーションを図ることにより、互いに理解促進を図ることについては、村民や様々な分野の団体等と連携による、障がい者をあらゆる主体が支える体制づくり等を通して、障がいの有無にかかわらず地域で気軽に交流できるような場づくりを進めます。

さらには、NPOやボランティア活動は、障がい者が地域で生活をしていく上で重要な役割を担っているとともに、村民が障がいに対して理解を深める機会となっていることを踏まえ、ボランティア活動の拠点づくりとともに、NPOやボランティア活動を支援します。

アンケート調査結果等

- 村民アンケートでは、障がい者への村民の理解を深めるために必要なこととして、「障がい者の自立を支援し、積極的な社会参加を促進する」、「学校のカリキュラムの中で福祉教育を行う」、「障がい者と接する機会を日頃から多く持つ」などの回答が高くなっています。

重点的に取り組むこと

- ① 交流・ふれあいの場の拡大及び支援
- ② イベント・講座等における交流の支援
- ③ 福祉教育体制の整備と充実
- ④ 学校教育の場における福祉教育の計画的な推進
- ⑤ ボランティア活動の整備・支援・情報提供
- ⑥ ボランティア育成の講習会等の開催
- ⑦ 村民のボランティア体験の場の拡大

(3) 差別の解消と権利擁護の推進

2016（平成28）年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、何が差別となるのが定義され、障がい者と非障がい者がお互いに尊重して暮らし、勉強し、働くことができるよう、誰もが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現が求められており、差別の解消や合理的配慮の提供を推進してきました。2021（令和3）年には障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化（令和6年4月施行）されました。引き続き、差別の解消や合理的配慮の提供の推進に取り組みます。

また、判断能力やコミュニケーション能力が十分でない知的・精神障がい者は、財産管理や生活上の様々な権利侵害を受けることが想定されることから、こうした障がい者の権利や財産等を守る取組が必要です。これらに対応する制度として、「成年後見制度」や社会福祉協議会を実施主体とする「日常生活自立支援事業」がありますが、障がい者にはこれらの関連制度についての認知度はまだまだ低く、利用者も少ない状況にあります。

特に親亡き後の地域生活における、権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠であり、こうした状況を踏まえ、2016（平成28）年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が制定され、村では、「東海村地域福祉計画」中に「東海村成年後見制度利用促進基本計画」を盛り込み、高齢化の進行とともに一人暮らしの障がい者等がさらに増加していくことや、障がい者の地域生活への移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークに取り組みます。

アンケート調査結果等

- 障がい者アンケートでは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことについては、知的障がい者、精神障がい者及び自立支援医療（精神通院医療）受給者において、「少しある」と「ある」を合わせた割合が半数以上となっています。
- 「少しある」と「ある」と答えた人に、差別や嫌な思いを経験する（した）場所について尋ねたところ、障がい種別により特徴があり、身体障がい者及び難病患者は「外出先」、知的障がい者、精神障がい者及び自立支援医療（精神通院医療）受給者は「学校・仕事場」が最も高くなっています。また、知的障がい者は「外出先」も34.7%と高くなっています。

重点的に取り組むこと

- ① 成年後見制度の周知と利用支援事業の活用
- ② 障害者差別解消法の普及啓発と取組の推進
- ③ 行政職員等に対する障がい者に関する理解の促進と行政サービス等における合理的な配慮

(4) 障がい者の虐待防止対策

障がい者に対する虐待の防止が課題となっています。虐待を防ぎ、障がい者の尊厳を守ることが目的として、2012（平成24）年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。しかしながら、法施行後も障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の報道が続いています。虐待防止の更なる推進として2021（令和3）年度障害福祉サービス等報酬改定においては、障害者虐待防止委員会設置の義務化などがされていますが、あらゆる場面での障がい者虐待の防止、支援体制の整備に取り組んでいく必要があります。

本村においては、「相談支援センター」内に障がい者虐待防止センターを設置し、関係機関と連携を図りながら、虐待の早期発見と状況に応じたきめ細かい対応を行っています。

今後も、虐待防止策の検討や早期発見の体制強化、障がい者の保護とサポート体制の強化、権利擁護に関する知識・理解の啓発に積極的に取り組んでいきます。

アンケート調査結果等

- 障がい者アンケートにおいて、虐待にもつながる可能性が予想される、差別や嫌な思いについて、その経験が「少しある」と「ある」と答えた人に、経験のある場所について尋ねたところ、障がい種別により特徴があり、障がい種別では、身体障がい者及び難病患者は「外出先」、知的障がい者、精神障がい者及び自立支援医療受給者は「学校・仕事場」が最も高くなっています。また、知的障がい者は「外出先」が23.5%となっています。

重点的に取り組むこと

- ① 障がい者虐待の未然防止, 早期発見, 迅速な対応及びその後の適切な支援
- ② 障がい者虐待防止のためのネットワークの強化
- ③ 障がい者虐待, 権利擁護に関する知識・理解の啓発

施策の方向性2. 安心して暮らせる生活環境づくりの推進

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

障がい者が地域で生活するには、居住環境の改善や外出しやすい生活環境の整備が必要です。住宅をはじめ、道路や商業施設、病院等、地域の各種施設が障がい者にとって利用しやすく、安心して暮らせるまちづくりが求められています。

村ではこれまで、茨城県において制定された「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」の整備基準の下、村内を自由に移動し活動できるよう、村内の公共・公益施設に関し、ユニバーサルデザインの視点に立ち、まちのバリアフリー化を進めてきました。

今後も継続して、公共・公益施設のバリアフリー化を積極的に推進するとともに、店舗等の民間施設についてもバリアフリー化のさらなる促進を図ります。

また、情報のバリアフリー化の推進も必要不可欠です。2022（令和4）には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されました。全ての障がい者に必要な情報がより的確に伝わるよう、情報媒体や提供方法、体制等の充実を図ります。また、障がい原因となる通信機器等の利用機会の格差や意思疎通の不都合をできる限り低減し、情報アクセシビリティ（情報の利用しやすさ）の向上を意識した、意思疎通のための支援に努めます。

アンケート調査結果等

- 障がい者アンケートでは、外出時に困ることや不便に思うこととして、「建物・駅などの階段、段差」、「道路の凸凹」、「トイレ」等の回答が多くなっています。

重点的に取り組むこと

- ① バリアフリー化・ユニバーサルデザインに基づく事業の啓発及び推進
- ② 障がい者等の安全かつ容易な利用に配慮した住宅の整備促進
- ③ 公共・公益的施設及び民間施設のバリアフリー化の推進
- ④ 情報アクセシビリティの向上を目指した情報バリアフリー化の推進

(2) 防災・防犯体制の整備

全国各地で発生している地震や豪雨、台風などによる惨状を目の当たりにし、多くの人が自然災害に対する不安を募らせています。地域の基本的な防災対策はもとより、要配慮者と言われる高齢者や障がい者等の視点での対策も課題です。震災以降、特にこうした要配慮者の避難体制の整備に向けて、平常時から支援を必要とする方の状況把握や地域住民が相互に協力しあえる体制づくりが求められています。

本村では、東海村災害時要援護者避難支援計画（さいえんプラン）を策定し、要配慮者の申請に基づき作成した避難行動要支援者名簿を、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、消防本部等の関係機関と共有することで、災害時の安否確認や避難支援を進めてきました。

また、地域防災計画において、「総合福祉センター絆」及び「なごみ東海村総合支援センター」を福祉避難所として指定し、避難行動要支援者を含めた障がい者が安心して避難生活を送れるよう、必要な体制を整備しています。加えて、2020（令和2）年には、医療的ケアを要する障がい者への避難への対応として、村内の2医療機関と受入れに関する協定を締結するなど、災害時に障がい者が取り残されることのないよう、さらなる安全・安心の確保を図っています。

今後も、災害時の対策として、緊急連絡システムの整備及び住民協力のもと、避難・救出・救護体制の整備の充実を図るとともに、防犯対策や消費者被害の防止・救済も含め、障がい者が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の更なる推進に取り組めます。

さらには、新型コロナウイルス等の感染拡大防止策の周知啓発や感染症発生時に備えた平常時からの事前準備について、サービス提供事業所等と連携し取り組めます。

アンケート調査結果等

●障がい者アンケートでは、災害時に特に困ることについて尋ねたところ、「必要な情報が入らない」が40.1%と最も高く、次いで「食料や水の確保がない」が38.6%、「薬が確保できない」が37.8%となっています。障がい種別では、身体障がい者は「必要な情報が入らない」、知的障がい者は「避難所に行けない、行きにくい」、精神障がい者、自立支援医療受給者及び難病患者は「薬の確保」も高くなっています。

重点的に取り組むこと

- ① 災害時の避難支援の体制整備の確立
- ② 防犯・防災等の安全確保の推進
- ③ 消費者被害防止に向けた各種啓発の推進